

繰延税金資産の回収可能性に関する見直しの議論

企業会計基準委員会（ASBJ）は、平成 26 年 9 月 10 日に第 295 回企業会計基準委員会を、9 月 22 日に第 296 回企業会計基準委員会を開催しています。

そこでの最近の審議事項の一つとして、税効果会計、特に繰延税金資産の回収可能性を扱っている監査委員会報告第 66 号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」（以下「監査委員会報告第 66 号」）についての見直しに係る議論が上げられています。

具体的には、次のようなことが議論の対象となっているようであります。

- ・長期解消将来減算一時差異について

監査委員会報告第 66 号における長期解消将来減算一時差異として、退職給付引当金に係る差異や、減価償却超過額に係る差異が上げられていますが、当該例示は限定的な列挙と考えるかどうか。

- ・スケジューリング不能な将来減算一時差異について

スケジューリング可能又は不能な将来減算一時差異を区分する要件の運用、すなわち損金算入の要件の充足や損金算入時期をどう捉えるか、また税務上の損金算入時期が明確でない場合に「合理的なスケジューリング」をどう捉えるか。その企業の実態を踏まえた一定の幅をもった判断とするか、明確な基準を作成するかなど。

- ・繰越欠損金について

税務上の繰越欠損金について、日本基準の個別財務諸表と、IFRS または米国会計基準による連結財務諸表で判断結果が異なることもあるので、議論の重要性があるとされています。

- ・注記について

現在の日本基準においては要求されていませんが、IFRS や米国会計基準において要求されている項目に関する今後の取扱いについてです。

具体的には、次のようなものです。見積に関するリスク等の定性的な情報の開示、繰延税金資産の認識の根拠に関する注記、繰延税金資産を認識していない将来減算一時差異の額の開示、繰延税金資産を認識していない税務上の繰越欠損金及び繰越税額控除の額（もしあれば失効日）や、税務上の損失及び税額控除の繰越額の金額及び繰越期限などです。このような開示は有用であるとする意見もあり、また過剰な負担を懸念している意見もあるようです。

以上
